

第13号議案

中間市水道事業給水条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成28年3月1日提出

中間市長 松下 俊男

## 中間市水道事業給水条例の一部を改正する条例

中間市水道事業給水条例（昭和34年中間市条例第21号）の一部を次のように改正する。  
題名の次に次の目次を付する。

### 目次

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 給水装置の工事及び費用（第8条—第24条）

第3章 給水（第25条—第39条）

第4章 料金、メーター使用料、口径別納付金及び手数料（第40条—第52条）

第5章 管理（第53条—第58条）

第6章 貯水槽水道（第59条・第60条）

第7章 補則（第61条）

### 附則

第4条中「需用者に水を供給するために、管理者の施設した給水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具」を「水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第3条第9項に規定する給水装置」に改める。

第7条中「取扱い」を「取り扱い」に改める。

第8条の見出し中「申込」を「申込み」に改め、同条第1項中「水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）」を「法」に、「申込み」を「申し込み」に改める。

第9条の見出し中「申込人」を「申込者」に改め、同条中「連署のうえ申し込まねばならない」を「連署の上、申し込まなければならない」に改める。

第10条第1項ただし書中「管理者」を「、管理者」に改め、同条第2項中「申し込み」を「申込み」に、「かかる」を「係る」に改め、同条第3項中「申込を」を「申込みを」に、「とする。」を「とし、」に、「管理者」を「、管理者」に改める。

第11条第3項中「第1項の規定により管理者が工事を施行する場合には」を「管理者は、第1項の規定により給水装置工事を施行しようとする者に対し」に改める。

第16条中「3か月」を「3月」に改める。

第18条の見出し中「装置」を「措置」に改める。

第21条の見出し中「申込」を「申込み」に、「取消」を「取消し」に改め、同条中「一」を「いずれか」に、「給水装置工事」を「、給水装置工事」に改め、同条各号列記以外の部分中「申込」を「申込み」に改め、同条第1号中「申込」を「申込み」に、「より」を「から」に改める。

第22条中「管理者が施行した工事で」を「工事を施行した場合」に、「竣工」を「しゅん工」に、「管理者の」を「施工主の」に改め、同条ただし書中「基因」を「起因」に、「この限りでない」を「、この限りでない」に改める。

第23条中「施工」を「施行」に改める。

第26条の見出し中「申込」を「申込み」に改める。

第27条ただし書中「ただし」を「この場合において」に、「その代理人」を「、その代理人」に改める。

第28条第1項中「一」を「いずれか」に改め、同項第3号中「その他」を「前2号に掲げるもののほか、」に改める。

第30条第3項中「、き損」を「毀損」に改める。

第31条の見出し中「「メーター」」を「メーター」に改め、同条第1項中「「メーター」」を「メーター」に、「「水道使用者等」」を「、水道使用者等」に改め、同項ただし書中「事由」を「事情」に、「もの」を「者」に改める。

第32条第1項中「一」を「いずれか」に、「あらかじめ管理者」を「、あらかじめ、管理者」に改め、同条第2項中「次の」を「、次の」に、「一」を「いずれか」に改め、同項各号列記以外の部分中「管理者」を「、管理者」に改め、同項第3号中「又は」を「、又は」に改め、同項第6号中「各号」の次に「に掲げるもの」を加える。

第34条第1項中「鍵付給水せん」を「鍵付給水栓」に改め、「する。」の次に「この場合において、」を加え、「分離」を「、分離」に改め、同条第2項中「き損」を「毀損」に改め、同条第3項中「又は」を「、又は」に、「速やかに」を「、速やかに」に、「使用者外の者で」を「、使用者以外の者が」に、「届け出で」を「届け出」に改める。

第35条第1項中「本条」を「この条」に改める。

第4章の章名を次のように改める。

#### 第4章 料金、メーター使用料、口径別納付金及び手数料

第40条第1項中「水道の」を「、水道の」に改め、同条第3項中「一」を「いずれか」に改める。

第41条第1項の表専用の項水量の欄及び同表共用の項水量の欄中「1箇月」を「1月」に改める。

第42条第2項中「毎」を「ごと」に改める。

第43条中「一」を「いずれか」に改め、同条第1号中「「メーター」」を「メーター」に改める。

第44条第1号中「「メーター」」を「メーター」に、「より」を「から」に、「3か月」を「3月」に改め、「する」の次に「こと」を加え、同条第2号中「定める」の次に「こと」を加え、同条第3号中「「メーター」」を「メーター」に改め、「みなす」の次に「こと」を加え、同条第4号中「前各号」を「前3号」に改め、「定める」の次に「こと」を加える。

第45条の見出し中「、料金」を「料金」に改め、同条第4項中「「メーター」を」を「メーターを」に、「「メーター」毎」を「メーターごと」に、「第45条」を「この条」に改め、「料金」を削る。

第46条第1項中「水道料金」を「料金」に改め、同項ただし書中「翌月」を「、翌月」に改め、同条第2項中「3か月」を「3月」に改める。

第47条第1項中「使用申込」を「使用申込み」に改め、同項ただし書中「この限りでない」を「、この限りでない」に改める。

第50条の見出し及び同条第1項中「「メーター」」を「メーター」に改める。

第50条の2第1項中「水道メーター」を「メーター」に改め、同条第2項中「口径別納付金」を「納付金」に改める。

第51条第1項中「申込者から申込」の次に「申込み」を加え、同条第2項中「設計手数料」

を「設計審査手数料」に、「申込」を「申込み」に改める。

第51条の2を削る。

第54条第1項中「申込」を「申込み」に改める。

第55条第1項中「一」を「いずれか」に改め、同項第2号中「第53条」の次に「の指示」を加え、同項第5号中「本条例」を「この条例」に改める。

第56条中「一」を「いずれか」に改める。

第57条中「一」を「いずれか」に改め、同条第4号中「口径別納付金」を「納付金」に改める。

別表第1中「給水管」の次に「・メーター」を加え、同表設計審査手数料の項中「m/m」を「ミリメートル」に改め、同項単位の欄中「〃」を「1件につき」に改め、同表しゅん工検査手数料の項中「m/m」を「ミリメートル」に改め、同項単位の欄中「〃」を「1件につき」に改め、同表第54条第2項の確認をするときの項中「m/m」を「ミリメートル」に改め、同項単位の欄中「〃」を「1回につき」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

中間市水道事業給水条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>目次</p> <p><u>第1章 総則（第1条—第7条）</u></p> <p><u>第2章 給水装置の工事及び費用（第8条—第24条）</u></p> <p><u>第3章 給水（第25条—第39条）</u></p> <p><u>第4章 料金、メーター使用料、口径別納付金及び手数料（第40条—第52条）</u></p> <p><u>第5章 管理（第53条—第58条）</u></p> <p><u>第6章 貯水槽水道（第59条・第60条）</u></p> <p><u>第7章 補則（第61条）</u></p> <p>附則</p> <p>（給水装置の定義）</p> <p>第4条 この条例において、「給水装置」とは、<u>水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第3条第9項に規定する給水装置をいう。</u></p> <p>（給水装置取扱者の指定）</p>	<p>（給水装置の定義）</p> <p>第4条 この条例において、「給水装置」とは、<u>需用者に水を供給するために、管理者の施設した給水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。</u></p> <p>（給水装置取扱者の指定）</p>

第7条 給水栓以外の給水装置は、管理者が指定した者のほか、これを取り扱い、又はこれを他に利用してはならない。

(給水装置の新設等の申込み)

第8条 給水装置を新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

2 (略)

(給水装置新設申込者の代理人)

第9条 給水装置新設の申込者が、給水区域内に居住しないとき、又は管理者において必要があると認めるときは、申込者はこの条例の定める事項を処理させるため、給水区域内に居住する代理人を置き、連署の上、申し込まなければならない。ただし、管理者は、その代理人を不相当と認めるときは、これを変更させることができる。

(新設等の費用負担)

第10条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設、改造、修繕又は撤去する者の負担とする。ただし

第7条 給水栓以外の給水装置は、管理者が指定した者のほか、これを取扱い、又はこれを他に利用してはならない。

(給水装置の新設等の申込)

第8条 給水装置を新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申込み、その承認を受けなければならない。

2 (略)

(給水装置新設申込人の代理人)

第9条 給水装置新設の申込者が、給水区域内に居住しないとき、又は管理者において必要があると認めるときは、申込者はこの条例の定める事項を処理させるため、給水区域内に居住する代理人を置き、連署のうえ申し込まねばならない。ただし、管理者は、その代理人を不相当と認めるときは、これを変更させることができる。

(新設等の費用負担)

第10条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設、改造、修繕又は撤去する者の負担とする。ただし

し、管理者が特に必要があると認めたものについては、市又は町においてその費用を負担することができる。

- 2 配水管等を布設していない地域において、給水装置新設の申込みを受けた場合の当該給水装置に係る配水管等の布設工事に要する費用の負担については、管理者が別に定める。
- 3 宅地造成等を行う法人又は個人から給水の申込みを受けた場合は、水道施設等その必要な費用は申込者の負担とし、その負担額については、管理者が別に定める。

(工事の施行)

第11条 (略)

- 2 (略)
- 3 管理者は、第1項の規定により給水装置工事を施行しようとする者に対し、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。
- 4 (略)

(工事費の分納)

第16条 前条第1項の工事費の概算額は、新設、改造又は修繕の工事に関するものに限り、管理者が定めるところにより、管理者の承認を受けて、3月以内において分納することができる。

管理者が特に必要があると認めたものについては、市又は町においてその費用を負担することができる。

- 2 配水管等を布設していない地域において、給水装置新設の申し込みを受けた場合の当該給水装置にかかる配水管等の布設工事に要する費用の負担については、管理者が別に定める。
- 3 宅地造成等を行う法人又は個人から給水の申込を受けた場合は、水道施設等その必要な費用は申込者の負担とする。その負担額については管理者が別に定める。

(工事の施行)

第11条 (略)

- 2 (略)
- 3 第1項の規定により管理者が工事を施行する場合には、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。
- 4 (略)

(工事費の分納)

第16条 前条第1項の工事費の概算額は、新設、改造又は修繕の工事に関するものに限り、管理者が定めるところにより、管理者の承認を受けて、3か月以内において分納することができる。

(工事費の未納の場合の措置)

第18条 (略)

2 (略)

(給水装置工事申込みの取消し)

第21条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、給水装置工事の申込みを取り消したものと認め、第51条第2項の規定を適用する。

(1) 申込みの日から30日以内に給水装置の位置を指定しないとき。

(2)・(3) (略)

(工事の保証期間)

第22条 工事を施行した場合、そのしゅん工後60日以内にその給水装置が故障を生じたときは、施工主の負担をもって補修する。ただし、水道使用者の故意又は過失に起因するものと認められたときは、この限りでない。

(給水装置工事の施行上の責任)

(工事費の未納の場合の装置)

第18条 (略)

2 (略)

(給水装置工事申込の取消)

第21条 管理者は、次の各号の一に該当するときは給水装置工事の申込を取り消したものと認め、第51条第2項の規定を適用する。

(1) 申込の日より30日以内に給水装置の位置を指定しないとき。

(2)・(3) (略)

(工事の保証期間)

第22条 管理者が施行した工事で、その竣工後60日以内にその給水装置が故障を生じたときは、管理者の負担をもって補修する。ただし、水道使用者の故意又は過失に基因するものと認められたときは、この限りでない。

(給水装置工事の施行上の責任)



第23条 給水装置の工事施行上、家屋及び庭園その他工作物の補修を要する復旧は、申込者の負担とする。

(給水契約の申込み)

第26条 (略)

(給水装置の所有者の代理人)

第27条 給水装置の所有者が給水区域内に居住しないとき、又は管理者において必要があると認めるときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため当該給水区域内に居住する代理人を置き、管理者に届け出なければならない。この場合において、管理者は、その代理人を不適当と認めるときは、これを変更させることができる。

(管理人の選定)

第28条 次の各号のいずれかに該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、管理者に届け出なければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が必要と認めたる者

2 (略)

第23条 給水装置の工事施工上、家屋及び庭園その他工作物の補修を要する復旧は、申込者の負担とする。

(給水契約の申込)

第26条 (略)

(給水装置の所有者の代理人)

第27条 給水装置の所有者が給水区域内に居住しないとき、又は管理者において必要があると認めるときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため当該給水区域内に居住する代理人を置き、管理者に届け出なければならない。ただし、管理者はその代理人を不適当と認めるときは、これを変更させることができる。

(管理人の選定)

第28条 次の各号の一に該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、管理者に届け出なければならない。

(1)・(2) (略)

(3) その他管理者が必要と認めたる者

2 (略)

(メーターの貸与と私有メーターの検査)

第30条 (略)

2 (略)

3 保管者が、前項の管理義務を怠ったために、メーターを亡失又は毀損した場合は、その損害額を弁償しなければならない。

4 (略)

(メーターの位置の変更)

第31条 メーターの位置は、水道使用者等において、これを変更することができない。ただし、やむを得ない事情により位置の変更をしようとする者は、管理者に申し込み、変更することができる。

2 (略)

(水道の使用中止、変更等の届出)

第32条 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ、管理者に届け出なければならない。

(1)～(4) (略)

(メーターの貸与と私有メーターの検査)

第30条 (略)

2 (略)

3 保管者が、前項の管理義務を怠ったために、メーターを亡失又は、き損した場合は、その損害額を弁償しなければならない。

4 (略)

(「メーター」の位置の変更)

第31条 「メーター」の位置は「水道使用者等」において、これを変更することができない。ただし、やむを得ない事由により位置の変更をしようとするものは、管理者に申し込み、変更することができる。

2 (略)

(水道の使用中止、変更等の届出)

第32条 水道使用者等は、次の各号の一に該当するときはあらかじめ管理者に届け出なければならない。

(1)～(4) (略)

2 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、管理者に届け出なければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 管理人に変更があったとき、又はその住所に変更があったとき。

(4)・(5) (略)

(6) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要があると認めるとき。

(共用給水装置の鑑札及び鍵)

第34条 共用給水装置には鍵付給水栓を設置し、使用者には鑑札及び鍵を貸与する。この場合において、鑑札及び鍵は、分離することなく水道使用の際必ずこれを携帯しなければならない。

2 鑑札及び鍵を亡失又は毀損したときは、速やかに管理者に届け出て、再交付を受けなければならない。

3 前項の規定により鑑札及び鍵の再交付を受けた後発見したとき、又は不用となったときは、速やかにこれを返納しなければならない。また、使用者以外の者が拾得したときは、市に届け出なければならない。

(支管の分岐)

2 水道使用者等は次の各号の一に該当するときは、速やかに管理者に届け出なければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 管理人に変更があったとき又はその住所に変更があったとき。

(4)・(5) (略)

(6) 前各号のほか、管理者が必要があると認めるとき。

(共用給水装置の鑑札及び鍵)

第34条 共用給水装置には鍵付給水せんを設置し、使用者には鑑札及び鍵を貸与する。鑑札及び鍵は分離することなく水道使用の際必ずこれを携帯しなければならない。

2 鑑札及び鍵を亡失又はき損したときは、速やかに管理者に届け出て、再交付を受けなければならない。

3 前項の規定により鑑札及び鍵の再交付を受けた後発見したとき又は不用となったときは速やかにこれを返納しなければならない。また使用者外の者で拾得したときは、市に届け出でなければならない。

(支管の分岐)

第35条 他人の給水管（以下この条において「本管」という。）から支管を分岐して水道を引用（以下「支分引用」という。）しようとする者は、本管所有者の承認を得なければならない。

2～4 （略）

#### 第4章 料金、メーター使用料、口径別納付金及び手数料

（料金の支払義務）

第40条 水道料金（以下「料金」という。）は、水道の使用者から徴収する。

2 （略）

3 次の各号のいずれかに該当する者は、料金の納入について連帯責任を負う。

（1）・（2） （略）

（料金）

第41条 料金は、次の表による基本料金と超過料金との合計額に100分の108を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

第35条 他人の給水管（以下本条において「本管」という。）から支管を分岐して水道を引用（以下「支分引用」という。）しようとする者は、本管所有者の承認を得なければならない。

2～4 （略）

#### 第4章 料金、「メーター」使用料及び口径別納付金並びに手数料

（料金の支払義務）

第40条 水道料金（以下「料金」という。）は水道の使用者から徴収する。

2 （略）

3 次の各号の一に該当する者は、料金の納入について連帯責任を負う。

（1）・（2） （略）

（料金）

第41条 料金は、次の表による基本料金と超過料金との合計額に100分の108を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

給水装置種類	用途	基本料金		超過料金（1立方メートルにつき）		
		水量	金額			
専用	家事用	1戸1月 10立方メートルまで	770円	11立方メートルから20立方メートルまで145円	21立方メートルから30立方メートルまで205円	31立方メートル以上280円
	湯屋用	1戸1月 100立方メートルまで	6,000円	90円		
	学校用	1校1月 50立方メートルまで	4,000円	280円		
共用	家事用	1戸1月 10立方メートルまで	600円	90円		
(略)						

(1)・(2) (略)

2 (略)

給水装置種類	用途	基本料金		超過料金（1立方メートルにつき）		
		水量	金額			
専用	家事用	1戸1箇 月10立方メートルまで	770円	11立方メートルから20立方メートルまで145円	21立方メートルから30立方メートルまで205円	31立方メートル以上280円
	湯屋用	1戸1箇 月100立方メートルまで	6,000円	90円		
	学校用	1校1箇 月50立方メートルまで	4,000円	280円		
共用	家事用	1戸1箇 月10立方メートルまで	600円	90円		
(略)						

(1)・(2) (略)

2 (略)

(料金の算定)

第42条 (略)

2 管理者は、メーター点検ごとに、水道使用者等にその使用量を通知する手段を講じなければならない。

(使用水量及び用途の認定)

第43条 管理者は次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量及びその用途を認定する。

(1) メーターに異状があったとき。

(2)～(4) (略)

(使用水量及び用途の認定の基準)

第44条 前条の認定は、次の各号の基準による。

(1) メーターに異状があったときは、前回点検のときからその改修を終るまでの使用水量は、前3月以内の使用水量その他の事情を考慮して定め、日割をもって計算すること。

(2) 用途は、使用水量の多い方に重きを置いて定めること。

(3) 1個のメーターを共用する給水装置の各戸の使用水量は、均等とみなすこと。ただし、管理者が必要と認めたときは各戸の使用水量を定めることができる。

(料金の算定)

第42条 (略)

2 管理者は、メーター点検毎に、水道使用者等にその使用量を通知する手段を講じなければならない。

(使用水量及び用途の認定)

第43条 管理者は次の各号の一に該当するときは、使用水量及びその用途を認定する。

(1) 「メーター」に異状があったとき。

(2)～(4) (略)

(使用水量及び用途の認定の基準)

第44条 前条の認定は、次の各号の基準による。

(1) 「メーター」に異状があったときは、前回点検のときよりその改修を終るまでの使用水量は、前3か月以内の使用水量その他の事情を考慮して定め、日割をもって計算する。

(2) 用途は、使用水量の多い方に重きを置いて定める。

(3) 1個の「メーター」を共用する給水装置の各戸の使用水量は、均等とみなす。ただし、管理者が必要と認めたときは各戸の使用水量を定めることができる。

(4) 前3号のほかは、種々の事情を考慮して定めること。

(特別な場合における料金の算定)

第45条 (略)

2・3 (略)

4 1戸内に2個以上のメーターを設置するときは、各メーターごとに第41条及びこの条の規定を適用する。

5 (略)

(料金の前納)

第46条 料金は基本料金を前納とし、毎月末までに当月分を徴収する。ただし、超過料金は、翌月に前記基本料金と合算の上徴収する。

2 水道の使用を開始しようとする者のうち、管理者が特に必要があると認めたと者は、水道使用申込みの際基本料金の3月分を前納しなければならない。

3 (略)

(臨時使用の場合の概算料金の前納)

第47条 工事その他の理由により一時的に水道を使用する者は、水道

(4) 前各号のほかは、種々の事情を考慮して定める。

(特別な場合における、料金の算定)

第45条 (略)

2・3 (略)

4 1戸内に2個以上の「メーター」を設置するときは、各「メーター」毎に第41条及び第45条の料金規定を適用する。

5 (略)

(料金の前納)

第46条 水道料金は基本料金を前納とし、毎月末までに当月分を徴収する。ただし、超過料金は翌月に前記基本料金と合算の上徴収する。

2 水道の使用を開始しようとする者のうち、管理者が特に必要があると認めたと者は、水道使用申込みの際基本料金の3か月分を前納しなければならない。

3 (略)

(臨時使用の場合の概算料金の前納)

第47条 工事その他の理由により一時的に水道を使用する者は、水道

の使用申込みの際、管理者が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、管理者においてその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 (略)

(メーターの使用料)

第50条 水道の利用者から徴収するメーターの使用料は、次の表のとおりとする。

(略)

2 (略)

(口径別納付金)

第50条の2 口径別納付金（以下「納付金」という。）は、次の表の区別により給水装置の新設（第41条第1項の臨時用に新設する場合を除く。以下同じ。）又はメーターの口径増変更（以下「増径」という。）工事申込者から徴収する。この場合において、増径工事申込者から徴収する納付金は、新口径にかかる納付金と旧口径にかかる納付金の差額とする。

(略)

2 前項に定める納付金は、当該納付金に100分の108を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときはその端

の使用申込の際、管理者が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、管理者においてその必要がないと認めるときはこの限りでない。

2 (略)

(「メーター」の使用料)

第50条 水道の利用者から徴収する「メーター」の使用料は、次の表のとおりとする。

(略)

2 (略)

(口径別納付金)

第50条の2 口径別納付金（以下「納付金」という。）は、次の表の区別により給水装置の新設（第41条第1項の臨時用に新設する場合を除く。以下同じ。）又は水道メーターの口径増変更（以下「増径」という。）工事申込者から徴収する。この場合において、増径工事申込者から徴収する納付金は、新口径にかかる納付金と旧口径にかかる納付金の差額とする。

(略)

2 前項に定める口径別納付金は、当該口径別納付金に100分の108を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じた



数を切り捨てるものとする。

(手数料)

第51条 手数料は、別表第1により申込者から申込申込みの際これを徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めた申込者からは申込後徴収することができる。

2 前項別表第1の設計審査手数料は、工事の申込みを取り消しても還付しない。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第54条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 (略)

ときはその端数を切り捨てるものとする。

(手数料)

第51条 手数料は、別表第1により申込者から申込の際これを徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めた申込者からは申込後徴収することができる。

2 前項別表第1の設計手数料は、工事の申込を取り消しても還付しない。

第51条の2 料金、納付金及び手数料を納期までに納付しない者に対して督促状を発したときは、督促状1通について20円の督促手数料を徴収する。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第54条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込を拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 (略)

(給水の停止)

第55条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは第1号については完納に至るまで、第2号以下については相当期間給水を停止することができる。

(1) (略)

(2) 水道使用者等が正当な理由がなく第42条第1項の使用水量の計量又は第53条の指示を拒み又は妨げたとき。

(3)・(4) (略)

(5) この条例に規定する届出の手続を怠り、又は虚偽の届出をしたとき。

2・3 (略)

(給水装置の切り離し)

第56条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合で水道の管理上必要があると認めるときは給水装置を切り離すことができる。

(1)・(2) (略)

(過料)

第57条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、1万円以下の過料を科することができる。なお、損害に対してはこれを賠償

(給水の停止)

第55条 管理者は、次の各号の一に該当するときは第1号については完納に至るまで、第2号以下については相当期間給水を停止することができる。

(1) (略)

(2) 水道使用者等が正当な理由がなく第42条第1項の使用水量の計量又は第53条を拒み又は妨げたとき。

(3)・(4) (略)

(5) 本条例に規定する届出の手続を怠り、又は虚偽の届出をしたとき。

2・3 (略)

(給水装置の切り離し)

第56条 管理者は、次の各号の一に該当する場合で水道の管理上必要があると認めるときは給水装置を切り離すことができる。

(1)・(2) (略)

(過料)

第57条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、1万円以下の過料を科することができる。なお、損害に対してはこれを賠償させる

させることができる。

(1)～(3) (略)

(4) 第41条の料金、第50条メーターの使用料、第50条の2 納付金 又は第51条の手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者

(5) (略)

別表第1 (第51条関係)

項目	給水管・メーターの口径	単位	金額	備考
設計審査手数料	25 <u>ミリメートル</u> 以下	1件につき	2,000円	材料の確認を含む
	40 <u>ミリメートル</u> 以下	1件につき	4,000円	
	50 <u>ミリメートル</u> 以下	1件につき	5,700円	
	75 <u>ミリメートル</u> 以下	1件につき	11,900円	
	100 <u>ミリメートル</u> 以下	1件につき	21,500円	
しゅん工検査手数料	25 <u>ミリメートル</u> 以下	1件につき	2,500円	
	40 <u>ミリメートル</u>	1件に	4,700円	

ことができる。

(1)～(3) (略)

(4) 第41条の料金、第50条メーターの使用料、第50条の2 口径別納付金 又は第51条の手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者

(5) (略)

別表第1 (第51条関係)

項目	給水管の口径	単位	金額	備考
設計審査手数料	25 <u>m/m</u> 以下	1件につき	2,000円	材料の確認を含む
	40 <u>m/m</u> 以下	〃	4,000円	
	50 <u>m/m</u> 以下	〃	5,700円	
	75 <u>m/m</u> 以下	〃	11,900円	
	100 <u>m/m</u> 以下	〃	21,500円	
しゅん工検査手数料	25 <u>m/m</u> 以下	1件につき	2,500円	
	40 <u>m/m</u> 以下	〃	4,700円	

トル以下	つき	
50ミリメートル以下	1件につき	6,900円
75ミリメートル以下	1件につき	14,300円
100ミリメートル以下	1件につき	26,200円

(略)

第54条第2項の確認をするとき	25ミリメートル以下	1回につき	13,300円
	40ミリメートル以下	1回につき	26,000円
	50ミリメートル以下	1回につき	37,400円
	75ミリメートル以下	1回につき	78,100円
	100ミリメートル以下	1回につき	141,300円

この表に掲げるもののほか、特別の費用を必要とするときはその実費を徴収する。

50m/m以下	//	6,900円
75m/m以下	//	14,300円
100 m / m 以下	//	26,200円

(略)

第54条第2項の確認をするとき	25m/m以下	1回につき	13,300円
	40m/m以下	//	26,000円
	50m/m以下	//	37,400円
	75m/m以下	//	78,100円
	100 m / m 以下	//	141,300円

この表に掲げるもののほか、特別の費用を必要とするときはその実費を徴収する。